

## 北九州市政変革推進プラン(素案)用語集

用語	意味・解説	掲載ページ
市内総生産	市内で新たに生産された財貨やサービスの合計(付加価値額)のこと。	P3
(人口の)自然増減	出生者数と死亡者数の差のこと。	P4
(人口の)社会増減	転入者数と転出者数の差のこと。	P5
投資的経費	道路や公園、学校、教育施設などの社会資本の整備等に要するもので、その効果が資産として将来に残るものに支出される(投資される)経費のこと。	P8
市債	主に市が公共施設やインフラの整備などの公共事業を行うために必要な資金を、国や金融機関などから調達する借入金のこと。	P8
政策経費	政策的な判断のもと、新たな行政サービスの開始や現行の行政サービス水準の向上を図るため、一時的または臨時的に投入する経費のこと。	P8
経常収支比率	人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源等に占める割合のこと。	P8
公債費	市が発行した市債(借金)の毎年度の返済(元金・利子)に要する経費のこと。	—
財政力指数	地方公共団体の財政力の強さを示す指数で、財政力指数が高いほど、財源に余裕があるといえる。	P9
実質公債費比率	地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものを。	P10
将来負担比率	地方公共団体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものを。	P10
臨時財政対策債	国の地方交付税への財源不足対策として、本来地方交付税で交付されるものの、一部を地方債(臨時財政対策債)として各地方公共団体が借り入れ、その償還(返済)については、後年度、その全額が地方交付税で措置されるもの。	P10
財源調整用基金	災害などの不測の事態や年度によって生じる財源の不均衡を調整するため、財源に余裕がある年度に積み立てておく基金のこと。	P11
義務的経費	地方公共団体の歳出のうち任意に削減できない経費で、人件費(職員の給与等)、扶助費(生活保護費等)及び公債費(地方債の償還金等)のこと。	P12
DX(デジタルトランスフォーメーション)	最先端のデジタル技術を企業や行政などに広く浸透させることで、人々の暮らしをより便利で豊かなものへと変革すること。	P14
GX(グリーントランスフォーメーション)	脱炭素社会への移行を実現するため、社会経済システムを変革すること。	P14
EBPM(Evidence Based Policy Making)	政府や地方公共団体の政策について、統計データや各種指標などの客観的で合理的な根拠(エビデンス)に基づいて判断し、企画・実行すること。	P14
補助事業の上乗せ・横出し	国や県の補助基準を超えて、地方公共団体が単独で行う「上乗せ補助」や、基準より対象者・対象経費を広げた「横出し補助」のこと。	P15
基準財政需要額	普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するもの。	P15
留保財源	標準的な地方税収入(個人市民税・法人市民税・固定資産税・軽自動車税・たばこ税)のうち、基準財政需要額に算入されない残りの25%のこと。	P15
地方財政措置	地方財政計画の策定過程で、翌年度の地方財政全体の収支が算定され、所要の財源との間に過不足が発生する場合、それが均衡するように財源対策が行われること。	P15

用語	意味・解説	掲載ページ
クラウドサービス	手元のコンピュータに導入して利用していたようなソフトウェアやデータを、インターネットなどのネットワークを通じて必要に応じて利用者に提供するサービスのこと。	P15
RPA(Robotic Process Automation)	人間がコンピュータを操作して行う作業を、コンピュータ上で動くロボットが自動的に操作することによって代替すること。	P15
扶助費	福祉の法令等に基づいて実施する生活保護や障害福祉サービスの提供のほか、各種手当の支給、医療費の助成などに要する経費のこと。	P16
普通建設事業費	公共又は公用施設の新増設等に要する経費のこと。	P16
公営企業会計	地方公共団体が経営する公営企業の経理を行う会計のこと。	P22
外郭団体	市の事業と密接な関連を有する団体のうち、次に掲げるものをいう。 (1) 市が設立した地方住宅供給公社及び地方道路公社 (2) 市が資本金、基本金等の4分の1以上を出資している法人でかつ市の出資が最大のもの(地方独立行政法人を除く)。 (3) 前2号に掲げるもののほか、人的又は財政的負担の状況を考慮し、北九州市外郭団体総合調整委員会が別に指定する法人	P22
補助金	市が特定の事業・活動を助長・奨励するために公益上の必要性を認めた場合に見返りを求めることなく支出するもの。	P22
負担金	市が、法令、契約等に基づいて国や他の地方公共団体等が行う特定の事業から特定の利益を受けることに対して、応分の金額を支出するもの。	P22
使用料	地方公共団体の公の施設の利用等の対価としてその利用者等から徴収するもの。	P22
手数料	特定の者のために行う当該地方公共団体の事務に要する費用に充てるために徴収するもの。	P22
指定管理者制度	多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、地方公共団体の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とする制度のこと。	P22
KPI(Key Performance Indicator = 重要業績評価指標)	目標の達成度合いを計るために、具体的な数字をもって設定する中間指標のこと。	P22
アウトカム	成果指標とよばれ、成果を数量的に把握するためのものさしのこと。	P23
ロジックモデル	事業が成果を上げるために必要な要素を体系的に図示化したもの。	P24
ベンチマーキング	他都市や民間企業等の業務プロセスや、手法等と本市を比較することで改善点を洗い出し、業務効率化へとつなげていく手法のこと。	P24
フレームワーク	目標達成や経営戦略、課題解決に役立つ思考の枠組みのこと。	P24
インターンシップ	学生が興味のある企業などで実際に働いたり、訪問したりする職業体験のことで、実際の業務や働く環境の体験を通じて、業務内容や働くことへの理解を深めることを目的に実施するもの。	P24
バックヤード	市民や業者等の外部と直接的には関わらない管理や事務業務などを行う部署や業務のこと。	P25
ローコードツール	従来の複雑な手書きのコンピュータ・プログラミングの代わりに、視覚的な設定を通じてアプリケーション・ソフトウェアを作成するツールのこと。	P25
行政評価	計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→Action(改善)のPDCAサイクルに沿って、地方公共団体自ら事業等を検証し、不断の見直しを行う仕組みのこと。	P27